かながわ環境カウンセラー協議会(KECA)主催中小企業向け省エネセミナー【2】

役に立つ省エネ法

2018年8月23日(木) かながわ環境カウンセラー協議会(KECA) 副理事長 高橋利夫

省エネ法制定の経緯と目的 □ エネルギーの使用の合理化等に関する法律 ■ 1973年・1979年のオイルショックを契機に制定 ■ エネルギーを効率よく使用させるための法律 ■ 経済産業省が所管 □ 日本の発展のためには エネルギーの安定確保が必須 □ 1973年・1979年 オイルショック □ 1973年・1979年 オイルショック □ 1973年・1979年 コネルギーの使用の 合理化に関する法律

省エネ法における"エネルギー"

- □ 化石燃料およびそれらを起源とする熱・電気
 - 石炭・石油・天然ガス等の燃料
 - 上記の燃料を熱源とする熱□ 蒸気、温水、冷水など
 - 上記の燃料を起源とする電気
- □ 再生可能エネルギー(自然エネルギー)は 対象外
 - 薪・炭・太陽光発電、風力発電、 廃棄物発電等は対象外

役に立つ省エネ法

"省エネ法"の規制分野

- □工場
 - 工場・事業場内で使用されるエネルギー
- □ 輸送
 - 貨物・旅客の輸送に使用されるエネルギー
- □ 建築物
 - 建築物(新築・改築・増築)のエネルギー性能
 - □ H29年4月より、建築物省エネ法に移行
- □ 機器
 - エネルギー消費機器(製造・輸入)のエネルキー性能
- □ 熱損失防止建築材料、電気事業者

役に立つ省エネ法

"エネルギー"の量の計り方

- □ エネルギーの単位
 - 石炭(kg)・石油(L)・ガス(m3)・電気(kWh)・・・
- □ エネルギー単位の一本化
 - 熱量(GJ)に換算
 - □ 例えばA重油: 1kl → 39.1GJ
 - さらに、輸入される原油の量(kl)に換算
 - ☐ 1GJ → 0.0258kl
 - 電気は、火力発電所で使用される燃料の熱量 (GJ)に換算し、原油の量(kl)に換算
 - □ 発電効率(30%程度)を織り込み済み

役に立つ省エネ法

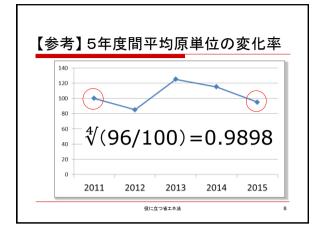
省エネ法と健康管理

- □ 定期的に計測し、現状を把握する
 - 解決すべき課題を明確にする
 - 維持すべき状態を明確にする
- □目標を決める
- □ 目標を達成するための計画を立てる
- □ 計画を実行し、監視する
- □ 定期的に計測し、記録する
- □ 目標と計画を評価し、必要に応じて 見直す

役に立つ省エネ法

省エネ法の"目標"

- □ 原単位の設定
 - エネルギーの使用効率 =エネルギー使用量/エネルギーを使用した成果
 - 分母は事業者が決める
 - □ 生産高(重量·体積·個数·金額)、床面積···
- □ 省エネの目標
 - 5年度平均で原単位1%以上の改善が目標
 - □ (当該年度の原単位/4年度前の原単位)の 4乗根が0.99(99%)未満
 - □ 4年度前よりも4%の改善(96%)と同等
 - □ 3年度前~前年度までの状況は無関係



"省エネ法"に記載されている 省エネの方法

□ 第三章 工場等に係る措置等 第一節 工場等に係る措置

(事業者の判断の基準となるべき事項等)

第五条 経済産業大臣は、工場等におけるエネルギーの 使用の合理化の適切かつ有効な実施を図るため、次に 掲げる事項並びにエネルギーの使用の合理化の目標及

当該目標を達成するために計画的に取り組むべき措置に 関し、工場等においてエネルギーを使用して

事業を行う者の判断の基準となるべき

事項を定め、これを公表するものとする

役に立つ省エネ法

"事業者の判断の基準"の構成

- □ エネルギーの使用の合理化の基準
 - 全ての事業者が取り組むべき事項
 - 工場単位・設備単位によるエネルギー管理
 - □ 工場単位・設備単位での基本的実施事項
 - □ エネルギー消費設備等に関する事項
- □ エネルギーの使用の合理化の目標及び計画 的に取り組むべき措置
- □ 別表(第1~第6)

役に立つ省エネ法

"エネルギーの使用の合理化の基準"の 概要①

- □ 全ての事業者が取り組むべき事項
 - 取組方針の策定
 - 管理体制の整備
 - 責任者等の配置
 - □ 責任者、責任者の補佐、現場実務の管理者
 - 資金・人材の確保
 - 従業員への周知・教育
 - 取組方針の遵守状況の確認
 - 取組方針の精査
 - 文書管理による状況把握

役に立つ省エネ法

"エネルギーの使用の合理化の基準"の 概要 ②

- □(略)<u>専ら事務所</u>(中略)におけるエネルギーの使用の方法 の改善、(中略)エネルギー消費性能等が優れている機械 器具の選択その他エネルギーの使用の合理化に関する事
- □ 工場等(中略)におけるエネルギーの使用の合理化に関す る事項であつて次に掲げるもの
 - イ 燃料の燃焼の合理化
 - ロ 加熱及び冷却並びに伝熱の合理化
 - ハ 廃熱の回収利用
 - ニ 熱の動力等への変換の合理化
 - ホ 放射、伝導、抵抗等によるエネルギーの損失の防止
 - へ 電気の動力、熱等への変換の合理化

専ら事務所の場合の"合理化の基準"

□ 対象

- 不 空気調和設備・換気設備 ボイラー設備・給湯設備 照明設備・昇降機・動力設備 受変電設備・BEMS

- 発電専用設備・コジェネレーション設備 事務用機器・民生用機器
- 業務用機器
- その他エネルギーの使用の合理化に関する事項

□ 管理項目

- 管理標準の設定と運用、その他
- □ 管理、計測及び記録、保守及び点検
- 新設に当たっての措置

工場の場合の"合理化の基準"

□ 対象

- 燃料の燃焼の合理化
- 加熱及び冷却並びに伝熱の合理化
- 廃熱の回収利用
- 熱の動力等への変換の合理化
- 放熱・伝熱・抵抗等によるエネルギーの損失の防止
- 電気の動力・熱等への変換の合理化

□ 管理項目

- <u>管理標準</u>の設定と運用、その他
 - □ 管理、計測及び記録、保守及び点検
- 新設に当たっての措置

事業者の判断の基準のポイント①



事業者の判断の基準のポイント ②

- □ 適切な事業運営のために、管理標準を設定
 - 設備の運転・運用・保守・点検等の管理手順
- □ 計測・記録によって、設定した通りに管理が されていることを確認する
 - ○×だけではなく、数値と判断を記録する
- □ 設定した通りに管理がされていない場合には、 見直す
 - 管理標準に合わせる、管理標準を見直す

役に立つ省エネ法

省エネ法の"工場等現地調査"

- □ 工場等現地調査の対象
 - 省エネ法の目標(5年度平均で原単位1%以上の 改善)が達成できなかった事業者が持つ事業所
 - 2018年度は、約300の事業所
- □ 調査方法
 - "事業者の判断の基準"の遵守状況を調査 □ 主に、管理標準の整備・運用状況
- □ 工場等現地調査の調査員
 - 省エネルギーセンターの調査員

役に立つ省エネ法

17

現地調査における

- "管理標準"調査のポイント
- □ "判断の基準"に記載の項目について "管理標準"が設定されているか?
 - エネルギー使用量の大きい設備で漏れがないか?
 - "管理標準"の様式・ファイリングは不問
- □ "管理標準"の設定どおりに運用されているか?
 - 管理 ↔ 計測・記録 ↔ 保守・点検の相互関係を 証拠(記録)で確認
- □ "新設に当たっての措置"がされているか?
- □ "管理状態"が維持される仕組みがあるか?

役に立つ省エネ法

現地調査員の経験の紹介

- □ "工場等"の場合、"生産管理""品質管理"の 標準書が"管理標準"に相当
 - 必ずしも"省エネ用の管理標準"でなくてよい
 - アウトソーシング先への"委託契約書"も相当
 - 工場内の事務所の管理は弱い
- □ "専ら事務所"の場合、設備運転の標準書が "管理標準"に相当
 - 設備管理会社への"委託契約書"に相当
 - 必ずしも"省エネ"に限定されていない

役に立つ省エネ法

19

"管理標準"を整備しない理由

- □ ベテランの担当者に任せている
- □ 専門の管理会社に委託している
 - プロに任せているので、管理の中身は知らない
- □ 自動制御運転なので、管理標準は必要ない
- □ ウチは工場ではないから、管理標準は必要ない
- □ 省エネのための"管理標準"を作るヒマがない
- □ いちいち"管理標準"を見なくても管理できる
- □ 状況に合わせて臨機応変に管理している
- □ 設備の取説が管理標準である

役に立つ省エネ法

20

"管理標準"を整備する目的と機能

- □ 設備管理の担当者が替わっても、管理の レベルが低下しないようにするための文書
 - "業務引継書"の一種
- □ "どういうときに""何をするか"を明記する (取説ではない)
 - 部屋を出るときに、照明を消灯する
 - 18時に、照明の消灯状況を記録する
 - 毎年3月末に、照明器具を清掃する
- □ 管理状態を、計測・記録、保守・点検で確認する
 - NG時にどうするのか?も明記する

役に立つ省エネ法

"管理標準"の形態と位置付け①

- □ 工場・事業場の"標準類"の一部
- □ "工場"の場合
 - 生産管理基準、品質管理基準
 - 労働安全衛生基準
 - 原価管理基準、・・・
- □ "専ら事務所"の場合
 - 業務管理基準
 - 業務委託契約基準
 - 労働安全衛生基準、・・・

役に立つ省エネ法

22

"管理標準"の形態と位置付け②

- □ きれいなファイリングは不要
 - 自動制御プログラムに組み込まれている □ プログラミングの要件書が"管理標準"
 - 記録簿・点検表等に明記されている □ 数値と判断が明記されていれば"管理標準"
 - 設備の近くに貼り出されている
- □ 最新版管理
 - 作成責任者と作成日が明確で、 最新版管理ができていること

役に立つ省エネ法

23

省エネ法の弱点

- □ 化石燃料起源以外のエネルギーは対象外
 - 再生可能エネルギー(自然エネルギー)は、無駄使いしてもよいのか?
- □ "中長期計画書"と"定期報告書"が、省エネ活動 のPDCAに使えない
 - 定期報告書が、中長期計画の実績を分析・評価する報告書になっていない
- □ "事業者の判断の基準"の遵守状況と省エネの 実績に、密接な関連性がない
 - "判断の基準"は、省エネの必要条件ではあるが、 十分条件ではない。

役に立つ省エネ法

省エネ法の今後の動向

- □ 複数事業者が連携する省エネ取組を認定し、適切 に評価する
 - "部分最適"から"全体最適"への転換
- □ 業務部門・中小企業に、更なる省エネ取組を促す
 - "工場・大企業中心"からの転換
- □ 省エネ取組が進んでいる事業者に、インセンティブを与える
 - "省エネ取組が進んでいない事業者への指導"からの 転換

つ省エネ法

"省エネ人材"の育成と活用

□ 社内の人材

- 公的資格取得者
 - □ エネルギー管理士、電気主任技術者、高圧ガス 製造保安責任者(冷凍機械)、ボイラー技士、ほか
- 生産技術部門

□ 社外の人材

- 省エネルギーセンター
- 行政(県・市)の省エネ担当部署
- 電気保安協会(電気主任技術者を委託)
- 電力会社、ガス会社

役に立つ省エネ法